出来高部分払い

港湾・空港工事にも導入

国交省 本年度 下請業者への支払い確認

国土交通省は、工事の進み具合に合わせて代金を支払う「出来高部分払い方式」を、本年度から港湾・空港の整備工事にも試験的に導入する。港湾・空港以外の発注工事では既に試行済み。竣工時に前払金として請負代金の2割を支払った後、残りの部分を原則各月ごとの出来高払いにする方法で、本年度中に10件の工事で採用する。部分払いのタイミングごとに施工状況を検査する「施工プロセス検査」を併せて実施。出来高部分払いと施工プロセス検査を組み合わせることで、受注者の資金繰り改善と工事品質の向上を目指す。試行結果を検証し、来年度、制度運用の指針づくりに取りかかる。

試行対象工事の大半は既に発注を公告済み。予定価格は9000万円から12億円程度まで、工期も6カ月から8カ月程度までと幅広く案件を選び、試行し、効果を調べる。

出来高部分払いの間隔は工期に応じて決めるが、原則は月単位。試行対象工事では、部分払いした代金が下請業者に回っているかどうかも確認する。

通常の工事では前払金として4割、完成時に6割が支払われるため、工事が後半に入ると下請業者の資金繰りの悪化を招いたり、元請業者の資金繰り悪化や倒産などのリスクを下請業者が抱えることになったりする問題も指摘されていた。出来高部分払いが行われても、下請業者に代金が回らなければこうした問題の抜本的な改善にはつながらないため、下請業者への支払い状況も確認することにした。

試行結果を基に来年度、出来高部分払い方式と施工プロセス検査のルールづくりに取りかかる。

国交省は港湾・空港分野を除く工事では本年度、出来高部分払い方式を100件程度試行する方針だ。

港湾・空港分野の本年度の試行対象工事10件とそれぞれの発注部局は次の通り。

▽大船渡港永浜地区岸壁（ケイソン）上部工事（その2）＝東北地方整備局▽東京国際空港西旅客ターミナル地区エプロン改良工事＝関東地方整備局▽敦賀港（鞠山南地区）岸壁（ケイソン）上部工事（その2）＝北陸地方整備局▽新潟港（東港地区）西防波堤消波工事（その1）＝北陸地方整備局▽御前崎港防波堤（東）本体工事＝中部地方整備局▽大阪港北港南地区岸壁（ケイソン）西側埋立工事＝近畿地方整備局▽広島港海岸中央西地区護岸改良築造工事（その2）＝中国地方整備局▽須崎港湾口地区防波堤工事（その2）＝四国地方整備局▽別府港（石垣地区）岸壁（ケイソン）築造工事＝九州地方整備局▽沖縄港（泊ふ頭地区）岸壁（ケイソン）（耐震）外1件地盤改良工事＝沖縄総合事務局。

19年 8月 24日
建設工業新聞